

令和 6 年 1 1 月 7 日

保護者 各位

中央区教育委員会事務局
学務課長 鷲頭 隆介

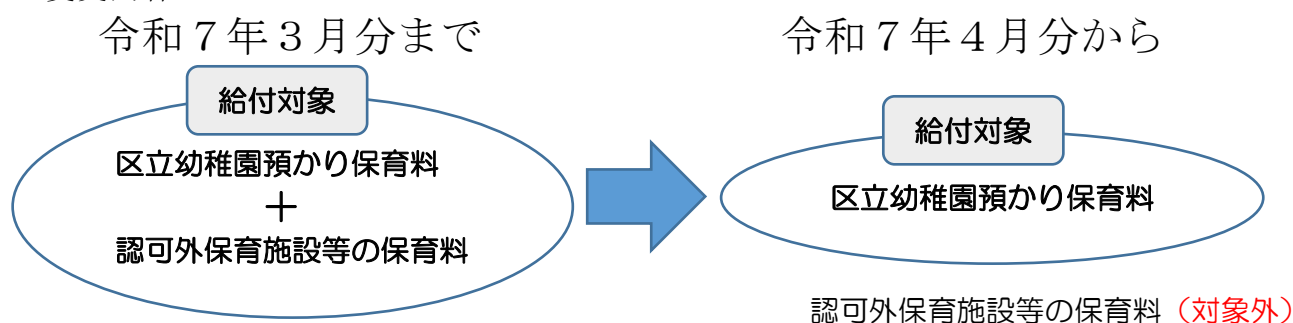
区立幼稚園預かり保育時間延長に伴う
令和 7 年度以降の施設等利用給付申請対象について

平素より本区教育行政の推進につきまして、ご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

これまで、区立幼稚園の預かり保育は、「預かり保育の実施時間が十分な水準ではない（※1）」ため、認可外保育施設等を利用した保育料についても施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化（※2））の対象としておりました。

このたび、令和 7 年 4 月から区立幼稚園の預かり保育実施時間を午後 4 時 3 0 分から午後 6 時までに延長することに伴い、区立幼稚園の「預かり保育の実施時間が十分な水準になる」ため、下記の変更内容のとおり 令和 7 年 4 月以降に認可外保育施設等を利用した保育料は施設等利用給付の対象外（※3）となりますので何卒よろしくお願いいたします。

<変更内容>



※1 「預かり保育の実施時間が十分な水準ではない」場合とは、教育時間を含む平日の預かり保育の実施時間が 8 時間未満または開所日数 200 日未満の幼稚園などをいいます。

※2 施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）とは、預かり保育料は原則として無償化の対象外ですが、保育の必要性（就労、疾病、障害、介護・看護等）があり「施設等利用給付認定」を受けた方は、実際の利用実績に応じて月額最大 11,300 円の範囲内で無償化の対象となります。

※3 認可外保育施設等の保育料が給付対象外となりますが、施設利用は可能です。

【問合せ先】

中央区教育委員会事務局
学務課幼児教育支援係
電話：03（6278）8163